

時 間 帯 別 B 契 約 (選 択 約 款)
(1 － 2 供 給 区 域)

2 0 2 4 年 1 月 1 5 日 実 施

新 発 田 ガ ス 株 式 会 社

時間帯別B契約選択約款（1－2供給区域）

1. 目 的

この選択約款は、3（9）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要を中心に使用者の負荷調整を推進しつつ当社の供給設備の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス供給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

- （1）当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の時間帯別B契約選択約款（ガス小売供給約款別表第1の1－2供給区域）によるものとし、（3）及び（4）のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- （2）お客さまは、（1）に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- （3）この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、（4）に定める場合を除きます。
- ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
- ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- （4）この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガスに係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- （1）「契約最大使用量」とは、契約で定める1年間を通じて1時間当りの最大の使用量をいいます。
- （2）「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使

用予定量をいいます。

- (3)「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4)「契約年間引取量」とは、契約で定めるお客さまの1年間において引取らなければならない使用量をいいます。
- (5)「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。
- (6)「最大需要期」とは、1月使用分(12月検針日の翌日から1月検針日まで)から3月使用分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの3か月間をいいます。
- (7)「最大需要月」とは、最大需要期における契約月別使用量が最も多い月をいいます。
- (8)「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します。(小数点以下切捨て)

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の1か月当りの平均契約使用量}}{\text{最大需要月の契約使用量}} \times 100$$

- (9)「昼間」とは午前7時から午後10時までをいい、「夜間」とは午後10時から午前7時までをいいます。
- (10)「契約昼間使用量」とは、最大需要期における1か月の昼間使用量が最も多い月の契約で定める昼間使用量をいいます。
- (11)「契約夜間使用量」とは、最大需要月の契約月別使用量から契約昼間使用量を控除した後の使用量をいいます。
- (12)「消費税等相当額」とは、消費税法に基づき消費税が課される金額に、消費税法に基づく税率を乗じて得た金額、及び地方税法に基づき地方消費税が課される金額に、地方税法に基づく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (13)「単位料金」とは、基準単位料金をいいます。

4. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

- (1) 契約最大使用量が60立方メートル以上であること。
- (2) 契約年間使用量が契約最大使用量の600倍(小数点以下切捨て)以上であること。
- (3) 契約月平均使用量が3,000立方メートル以上であること。
- (4) 契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上であること。
- (5) 契約年間負荷率が75パーセント以上であること。
- (6) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整(供給の制限または中止)に応じられる需要であること。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款に基づき当社と協議の上、適用する料金その他の供給条件を定めた時間帯別B契約第1種（ガス小売供給約款別表第1の1－2供給区域）を当社と契約していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合、又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガス使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画に基づき、機器の規模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものいたします。
- ① 契約最大使用量
 - ② 契約昼間使用量
 - ③ 契約夜間使用量
 - ④ 契約年間使用量
 - ⑤ 契約年間引取量
 - ⑥ 契約月平均使用量
 - ⑦ 契約月別使用量
- (3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものいたします。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降、当該月の解約を行なった場合には、当該月の検針日および解約を行なった日の読みにより算定いたします。

最大使用量、昼間使用量及び夜間使用量は、原則として負荷計測器により算定いたします。（負荷計測器本体は当社負担とし、取付関係工事費はお客さま負担とします。）

ただし、負荷計測器の故障の場合には、当社とお客さまの協議によってその月における最大使用量、昼間使用量及び夜間使用量を算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます）を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」（消費税等相当額を含みます））を支払っていただきます。

なお、早収期間の最終日が休日の場合には、その直後の休日でない日まで早収期間を

延伸いたします。

(2) 当社は別表の料金表を適用して、料金を算定いたします。

(3) お客様の都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(2)に基づく1か月当りの基本料金全額とし、従量料金は(2)の従量料金に準じて算定いたします。

8. 料金の支払方法

料金は、口座振替又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。

9. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表2(4)のとおりといたします。

調整額(1立方メートル当たり)

$$= (\text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}) \div 1,000 \text{円} \times \text{調整単価} \\ (\text{計算結果の小数点第3位以下の端数を四捨五入します。})$$

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + \text{調整額} \times (1 + \text{消費税率}) \\ (\text{計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。})$$

(2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び調整単価は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

88,550円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表2(4)で定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)

③ 調整単価(天然ガス1トンにつき1,000円単位の単価)

0.719円

(備考) トン当たりLNG平均価格は、当社の営業所及び支店に掲示いたします。

10. 需給契約の精算額

需給契約に関する精算額は、最大使用量倍率未達精算額、年間負荷率未達精算額、契約年間引取量未達精算額、契約最大使用量超過精算額及び契約昼間使用量超過精算額とし、

当社は、当該精算額を、原則として、それぞれの未達あるいは超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。ただし、次の（１）、（２）及び（５）が重複して生じた場合には、いずれか高いものを申し受けるものといたします。なお、精算額計算の結果、１円未満の端数が生じた場合は、端数の金額を切り捨てます。

（１）最大使用量倍率未達精算額

お客さまの年間の実績使用量が、契約最大使用量の６００倍（少数点以下切捨て）未満の場合は、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、最大使用量倍率未達精算額といたします。ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合は、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{最大使用量倍率未達精算額} = \left\{ \left[\begin{array}{l} \text{契約最大使用量の} \\ 600 \text{ 倍に相当す} \\ \text{る年間使用量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right\} \times \text{基準単位料金} \times 3$$

なお、この未達精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額と、この未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量にガス小売供給約款に定める契約（以下「一般契約」といいます。）を適用して算定される早収料金総額の１０３パーセントに相当する額（小数点以下切捨て）をこえない範囲で算定するものといたします。

（２）年間負荷率未達精算額

お客さまの実績年間負荷率　〔(年間の１か月当りの平均実績使用量 ÷ 最大重要期における最も多い月実績使用量) × １００　をいいます（小数点以下切捨て）。〕が７５パーセント未満の場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達精算額といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{年間負荷率未達精算額} = \left\{ \left[\begin{array}{l} \text{負荷率 75\% に} \\ \text{相当する年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{実 績} \\ \text{年 間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right\} \times \text{基準単位料金} \times 3$$

なお、この未達精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量に供給約款に定める一般契約を適用して算定される早収料金総額の１０３パーセントに相当する額（小数点以下切捨て）をこえない範囲で算定するものといたします。

(備 考)

負荷率75パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要月の実績使用量に0.75を乗じ、その量を1.2倍した量といたします。

(3) 契約年間引取量未達精算額

当社は、お客さまの年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合は、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達精算額といたします。

$$\text{契約年間引取料未達精算額} = \left\{ \left[\begin{array}{c} \text{負荷率75\%に} \\ \text{相当する年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{実 績} \\ \text{年 間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right\} \times \text{基準単位料金}$$

(4) 契約最大使用量超過精算額

最大需要期において最大の1時間当りの使用量が契約最大使用量の105パーセントに相当する量(小数点以下切上げ)をこえた場合は、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大使用量超過精算額といたします。

$$\text{契約最大使用量超過精算額} = \left\{ \left[\begin{array}{c} \text{最 大 の} \\ \text{1 時 間} \\ \text{当 り の} \\ \text{使 用 量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{契 約} \\ \text{最 大} \\ \text{使 用 量} \\ \times 1.05 \end{array} \right] \right\} \times \left[\begin{array}{c} \text{契約流量} \\ \text{基本料金} \\ \text{相当単価} \\ \times 1.1 \end{array} \right] \times 1.2$$

ただし、それ以前に契約最大使用量超過精算額を申し受け、又は申し受けることが確定している場合は、上記算式によって算定する金額が、既に申し受け、又は申し受けることが確定している金額をこえている場合に限り、その差額を契約最大使用量超過精算額といたします。

(5) 契約昼間使用量超過精算額

最大需要期のいずれかの月において昼間使用量の実績が契約昼間使用量の105パーセントに相当する量(小数点以下切上げ)をこえた場合は、次の算式によって算定する金額を契約昼間使用量超過精算額といたします。

$$\text{契約昼間使用量超過精算額} = \left\{ \left[\begin{array}{c} \text{その月} \\ \text{の昼間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{契約昼間} \\ \text{使 用 量} \\ \times 1.05 \end{array} \right] \right\} \times \left[\begin{array}{c} \text{契約昼間基本} \\ \text{料金相当単価} \\ \times 1.1 \end{array} \right] \times 1.2$$

ただし、それ以前に契約昼間使用量超過精算額を申し受け、又は申し受けることが確

定している場合には、上記算式によって算定する金額が既に申し受け、又は申し受けることが確定している金額をこえている場合に限り、その差額を契約昼間使用量超過精算額といたします。

1 1. 名義変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に係る部分を第三者に譲渡する場合は、お客さま又は当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

1 2. 契約の変更又は解消

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、若しくは2 (2) によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合 (4 の適用条件を満たさなくなった場合及び10の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含む) には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

1 3. 契約の変更又は解消に伴う契約最大使用量超過精算額又は契約昼間使用量超過精算額の精算

契約期間中において契約の変更又は解消が生じた場合であって変更月又は解消月以前に契約最大使用量超過精算額又は契約昼間使用量超過精算額を申し受け、若しくは申し受けることが確定している場合には、各精算額算定式のうち「1 2」とあるのを「契約月から解消月までの月数」として各精算額を算定しなおして精算いたします。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数の金額を切り捨てます。

ただし、1 2 (1) の規定による契約の変更又は解消であって当社がやむを得ないと判断した場合以外、若しくは1 2 (2) の規定による契約の解消であってお客さまの契約違反のみによる場合は、契約最大使用量超過精算額又は契約昼間使用量超過精算額の精算はいたしません。

1 4. 契約の解消に伴う契約中途解消精算額

契約期間中において生じた契約の解消が、1 2 (1) の規定によるものであって当社がやむを得ないと判断した場合以外、若しくは1 2 (2) の規定によるものであってお客さまの契約違反のみによる場合は、当社は、次のとおり契約中途解消精算額を申し受けます。

なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数の金額を切り捨てます。

- (1) 新たにこの選択約款に基づいて契約を締結しない場合は、当社は契約解消月に、次

の算式によって算定される契約中途解消精算額を申し受けます。

$$\text{契約中途解消精算額} = \left[\begin{array}{l} \text{解消日の翌月から} \\ \text{契約終了月までの} \\ \text{残存月数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{契約の} \\ \text{基本料金} \\ \text{相当額} \end{array} \right]$$

(2) 新たにこの選択約款に基づいて契約を締結する場合であって、契約の解消日の翌日から契約最大使用量、契約昼間使用量又は契約夜間使用量をそれまでの契約量から変更する場合は、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消精算額を申し受けます。

$$\text{契約中途解消精算額} = \left\{ \left[\begin{array}{l} \text{前契約の1か月} \\ \text{当りの} \\ \text{基本料金} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{新契約の1か月} \\ \text{当りの} \\ \text{基本料金} \end{array} \right] \right\} \times \left[\begin{array}{l} \text{解消日の翌月から} \\ \text{前契約終了月まで} \\ \text{の残存月数} \end{array} \right]$$

15. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合は、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

16. 緊急時調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合は、別表3の料金表の基本料金を次の算式によって割引するものとし、10の需給契約の精算額については、双方協議して算定するものといたします。

(1)

$$\text{定額基本料金割引額} = \text{定額基本料金} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

(2)

$$\text{流量基本料金割引額} = \text{流量基本料金単価} \times \text{契約最大使用量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

(3)

$$\text{昼間基本料金割引額} = \text{昼間基本料金単価} \times \text{契約昼間使用量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約昼間使用量}}$$

(4)

$$\begin{array}{ccccccc} \text{夜間基本} & & \text{夜間基本} & & \text{契約夜間} & & \text{調整時間} \\ \text{料金割引額} & = & \text{料金単価} & \times & \text{使用量} & \times & \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約夜間使用量}} \end{array}$$

17. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用するものといたします。

附 則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、2024年 1月15日から実施いたします。

2. この選択約款の実施に伴う移行措置

この選択約款の実施に伴う移行措置として、この選択約款9. 単位料金の調整(1)にて算定した調整単位料金から、以下の単価を差し引きます。

2023年11月適用	1立方メートルのつき	33.00円	(消費税相当額を含みます)
2023年12月適用	1立方メートルのつき	26.40円	(消費税相当額を含みます)
2024年 1月適用	1立方メートルのつき	19.80円	(消費税相当額を含みます)
2024年 2月適用	1立方メートルのつき	13.20円	(消費税相当額を含みます)
2024年 3月適用	1立方メートルのつき	6.60円	(消費税相当額を含みます)

(別 表)

1. 適用区分

料金表 時間帯別B契約（ガス小売供給約款別表第1の1－2供給区域）に適用いたします。

2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、基本料金（甲）と、基本料金（乙）の合計といたします。
 - ① 基本料金（甲）は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額といたします。
 - ② 基本料金（乙）は、昼間基本料金と夜間基本料金の合計といたします。昼間基本料金は昼間基本料金単価に契約昼間使用量を乗じた額とし、夜間基本料金は夜間基本料金単価に契約夜間使用量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金

の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(5) 料金に含まれる消費税相当額は次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

3. 料金表 (時間帯別B契約第1種)

(1) 基本料金 (甲)

① 定額基本料金

1 か月につき	77,000 円 (消費税等相当額を含みます)
---------	----------------------------

② 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	300.11 円 (消費税等相当額を含みます)
-------------	----------------------------

(2) 基本料金 (乙)

① 昼間基本料金単価

1 立方メートルにつき	2.49 円 (消費税等相当額を含みます)
-------------	--------------------------

② 夜間基本料金単価

1 立方メートルにつき	1.11 円 (消費税等相当額を含みます)
-------------	--------------------------

(3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	88.58 円 (消費税等相当額を含みます)
-------------	---------------------------

(4) 調整単位料金

(3) の基準単位料金をもとに 9 の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金を言います。